

契 約 書 (案)

- 1 件 名 令和 7 年度岡山県立高等学校等岡山市他地区空調設備リース業務
- 2 設 置 場 所 別紙 1 のとおり
- 3 数 量 8 校 201 教室の空調設備一式
- 4 賃 貸 借 期 間 令和 8 年 3 月 1 日から
令和 1 8 年 2 月 末日まで

- 5 契 約 金 額 金 _____ 円 (月額 金 _____ 円)
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

契約金額の内訳

令和 8 年 3 月から令和 8 年 3 月までの分	_____ 円
令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの分	_____ 円
令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの分	_____ 円
令和 10 年 4 月から令和 11 年 3 月までの分	_____ 円
令和 11 年 4 月から令和 12 年 3 月までの分	_____ 円
令和 12 年 4 月から令和 13 年 3 月までの分	_____ 円
令和 13 年 4 月から令和 14 年 3 月までの分	_____ 円
令和 14 年 4 月から令和 15 年 3 月までの分	_____ 円
令和 15 年 4 月から令和 16 年 3 月までの分	_____ 円
令和 16 年 4 月から令和 17 年 3 月までの分	_____ 円
令和 17 年 4 月から令和 18 年 2 月までの分	_____ 円

6 契 約 保 証 金 _____

7 その他特約事項 別紙仕様書のとおり

岡山県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
との間において、上記物件の賃貸借について別添条項により契約を締結する。
この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太

乙 _____

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(危険負担)

第2条 甲乙双方の責めに帰することができない事由によって物件を納入することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができる。

2 甲の責めに帰すべき事由によって物件を納入することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができない。この場合において、乙は、物件を納入することを免れたことによって、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(物件の納入等)

第3条 乙は、物件を契約書及び仕様書等で指定された場所へ乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日から甲の使用に供しなければならない。

(検査及び引渡し)

第4条 甲は、乙から物件の納入があったときは、速やかにこれを検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあったときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

(履行遅延の場合における遅延料)

第5条 乙の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物件を甲に納入することができないときは、乙は、遅滞なく、その遅延の理由、延長希望する日数等を記載した申請書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の申請書を受理したときは、内容を検討し、乙が納入期限後相当の期間内に物件を納入する見込みがあると認められるときは、甲は、乙から遅延日数1日につき契約金額の1,000分の2に相当する額の遅延料を徴収するとともに、納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限の延長を承認したときは、書面によりその旨を乙に通知する。

(賃貸借料金の算定)

第6条 賃貸借料金の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 賃貸借料金は、本契約の賃貸借期間の開始日から起算する。

(2) 料金の請求に当たり、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(賃貸借料の支払)

第7条 乙は毎月の賃貸借料を翌月以降に甲に請求するものとする。

2 甲は、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲が支払期日までに乙に対して請求金額を支払わないときは、甲は、支払期日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、未払いの請求金額につき年2.5パーセントの割合で算定した金

額を利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任等)

第 8 条 甲は、納入された物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものである場合は、乙に対し、物件の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した内容と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項本文に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて同項に規定する履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に当該履行の追完がないときは、甲は、同項に規定する契約の不適合の程度に応じて契約金額の減額を乙に請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を乙に請求することができる。

(1) 第 1 項の規定による履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が第 1 項の規定による履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により特定の期限又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ、この契約の目的を達成することができない場合において、第 1 項の規定による履行の追完がなくその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の規定により催告をしても第 1 項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第 1 項の規定による契約の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙に対し、前 2 項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

5 第 1 項から前項までの規定は、損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるものではない。

6 乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない物件を甲に納入した場合において、甲がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(転貸の禁止)

第 9 条 甲は、物件を第三者に転貸してはならない。ただし、乙の承認を得たときはこの限りでない。

(物件の管理責任)

第 10 条 甲は、これを善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

(物件の保守)

第 11 条 乙は、物件を常に良好な状態で使用できるよう必要な保守を乙の負担で行わなければな

らない。

- 2 乙は、甲から前条第2項の報告を受けたときは、乙の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(物件の保険)

第12条 乙は、物件に対して契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険を締結するものとする。

(物件の譲渡)

第13条 賃貸借期間終了後、乙は甲へ物件を無償譲渡するものとする。

(物件の現状変更)

第14条 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙の承諾を得なければならない。

- (1) 物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すとき。
- (2) 物件に付着した表示を取り外すとき。
- (3) 物件の設置場所を他へ移動するとき。

(契約の解除)

第15条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、納入期限までに物件を納入しなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が物件を納入することなく納入期限を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為（第18条の規定に該当する場合を除く。）を行ったと認めたとき。
- (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9

条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成 22 年岡山県条例第 57 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団(条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前 3 項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第 16 条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第 1 項及び第 2 項の規定によりこの契約を解除することができない。

第 17 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により、物件を納入することができないと認められたとき。

(2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(談合等不正行為に伴う契約の解除)

第 18 条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による措置命令又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙(乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑に処せられたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(契約解除の通知)

第 19 条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

(賠償の予約)

第 20 条 乙は、第 18 条第 1 項の規定に該当する場合は、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金の 100 分の 20 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の終了後においても、同様とする。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合で、その審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第 21 条 乙がこの契約に基づく、違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき年 8.65%の率を乗じて得た金額の遅延利息の支払を乙に請求するものとする。

2 乙に対して、甲が支払う契約金又は契約保証金の還付金があるときは、違約金等と相殺し、なお不足があるときは、乙はその不足額を追徴する。

(妨害等に対する報告義務等)

第 22 条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(岡山県財務規則の準用)

第 23 条 この契約の条項に定めるもののほかは、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）の定めるところによる。

(紛争の処理)

第 24 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第 25 条 この契約書及び岡山県財務規則に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 26 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

- 四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法を具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウ

ェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

（点検の実施）

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

（監査及び検査）

第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

（事故時の対応）

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。